

交付申請の期限が  
2023年3月末まで  
延長されました！

# こどもみらい住宅支援事業



## 注文住宅の新築、新築分譲住宅の購入で

一定の要件を満たすと、

# 最大100万円

が補助されます！

### ZEH 住宅

強化外皮基準に適合し、再生可能エネルギー等を除き、基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量が削減される性能を有する住宅

## 100万円

新基準で認定されると  
補助額が100万円に！

2022年10月1日から  
認定基準変更！

### 高い省エネ性能等を 有する住宅

認定長期優良住宅  
認定低炭素住宅  
性能向上計画認定住宅

## 80万円

2022年6月末までの契約が対象

### 一定の省エネ性能を 有する住宅

断熱等性能等級4かつ  
一次エネルギー消費量等級4の  
性能を有する住宅

## 60万円

### 対象となる方

子育て世帯 または  
若者夫婦世帯 であること

#### 💡 子育て世帯とは？

申請時点において、2003年4月2日以降に  
出生した子を有する世帯

#### 💡 若者夫婦世帯とは？

申請時点において夫婦であり、  
いずれかが1981年4月2日以降に生まれた世帯

### 対象となる住宅

- 一定の/高い省エネ性能等を有する住宅である
- 自ら居住する新築住宅である
- 住戸の床面積が50㎡以上である
- 土砂災害防止法に基づく、土砂災害特別警戒区域外に立地する

### その他の要件

- 交付申請時、一定以上の出来高の工事完了が確認できる
- 契約の締結日が2021年11月26日以降
- 建築着工時、事業者がこどもみらい住宅事業者として登録済みである

#### ● 補助金の申請方法 ●

申請手続き、補助金の受取と消費者への還元は『こどもみらい住宅事業者』が代わりに行います。  
※一般消費者の方が申請することはできません。

#### ● こどもみらい住宅事業者とは ●

新築住宅の建築・販売を行う事業者で、予め本事業に参加のため、登録をした事業者（工事施工者または販売事業者）です。  
一般消費者に代わり、補助金申請を行います。



### ポイント！

**住宅事業者が本事業の事業者登録を行った後に着工した住宅が対象です。**

相談する事業者が、本事業へ登録しているか事前に確認しましょう。

※事業者の希望によりホームページ上に公表されていない場合もございます。  
その場合は相談する事業者へ直接お問い合わせください。

ホームページより  
事業者の検索が  
できます



# よくあるご質問

交付申請の期限が **2023年3月末まで**  
延長されました！

契約※、交付申請の予約、完了報告の期限も合わせて当初より5か月間延長されています。  
詳しくは事務局ホームページをご確認ください。  
※「一定の省エネ性能を有する住宅」の新築は、2022年6月末までの契約に限ります。

## Q 対象となる期間は？

A 注文住宅の新築・新築分譲住宅の購入の申請においては、以下の期間が対象となります。

契約※	2021年11月26日以降の締結	
着工	契約する事業者が <b>こどもみらい住宅事業者として登録以降</b>	
交付申請の予約	工事着工後～一定以上の出来高の工事完了まで	
交付申請	一定以上の出来高の工事完了後申請が可能	
完了報告	戸建住宅	～2023年10月31日
	共同住宅等で階数が10以下	～2024年7月15日
	共同住宅等で階数が11以上	～2025年5月31日



### ポイント！

着工後、必要書類を提出することで  
交付申請の予約が可能です。  
一定期間交付予定額を確保できます。

※注文住宅の新築は工事請負契約。新築分譲住宅の購入は不動産売買契約。

交付申請は遅くとも2023年3月31日までです。ただし、**予算が上限に達すると、申請は締め切られます。**

※締め切りは、予算の執行状況に応じて公表します。

※交付申請の予約は、遅くとも2023年2月28日までです。

## Q 他の補助制度との併用は可能ですか？

A 住宅の取得や、住宅の本体工事の全部または一部を対象とする**国の他の補助制度との併用はできません。**

### 併用できる補助制度(例)

- ・ すまい給付金
- ・ 住まいの復興給付金
- ・ 外構部の木質化対策支援事業
- ・ 住宅ローン減税等の税制優遇
- ・ 被災者生活再建支援制度
- ・ 解体工事への補助

### 併用できない補助制度(例)

- ・ 地域型住宅グリーン化事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業
- ・ ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化による住宅における低炭素化促進事業
- ・ 市街地再開発事業への補助
- ・ サステナブル建築物等先導事業
- ・ LCCM 住宅整備推進事業
- ・ JAS 構造材実証支援事業

## Q 契約を締結したのが若者夫婦(または子の親)でなくても申請できますか？

A 契約を締結した方が要件を満たす若者夫婦(または子)と新築住宅へ同居する場合、申請できます。  
同居については原則、交付申請時の住民票で確認します。  
(交付申請時に同居が確認出来ない場合は完了報告時に確認します。)

交付申請時、夫婦であること、子を有していることが確認できない場合は、申請できません。  
事実婚については、交付申請時に住民票にてその事実を確認します。

詳細は、こどもみらい住宅事業者へご相談ください

こどもみらい住宅支援事業事務局

ナビダイヤル▶ **0570-033-522**

IP電話等からのお問い合わせ先 **042-204-0994**

受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日含む)  
※通話料がかかります

詳細は、事務局ホームページを  
ご確認ください。

こどもみらい住宅支援事業【公式】 検索



<https://kodomo-mirai.mlit.go.jp/>